

小浜市母と子の家児童発達支援センター指定管理者業務仕様書

小浜市母と子の家児童発達支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容、その範囲および履行方法については、この仕様書に定めるものとする。

1 指定管理者における留意点

指定管理者制度は、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。このため、指定管理者は、自らの責任と判断によって施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要がある。特に、センターの指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければならない。

また、市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとする。

- (1) センターの運營業務にあたっては、目的、機能および法的位置付けに基づき業務を行うこと。
- (2) 特定の個人や団体に対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。
- (3) 市民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (4) 効率的な運営を行い、管理運営費の縮減に努めること。
- (5) 管理に当たっては、市と緊密な連携を取ることを。

2 管理の基準

(1) 開所時間

- ・ 児童通所および訪問支援（下記（3）ア～エ）

午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

- ・ 障害児相談支援および特定相談支援（下記（3）オ）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 開所日

月曜日から金曜日までとする。ただし、5 月 3 日から 5 日、8 月 15 日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

(3) サービス提供日

ア 児童発達支援

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）、8 月 15 日および 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

イ 保育所等訪問支援

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8 月 15 日および

1 2月29日から翌年1月3日までを除く。

ウ 放課後等デイサービス

月曜日から金曜日までとする。ただし、4月29日、5月3日から5日、8月15日、12月29日から翌年1月3日までを除く。

エ 居宅訪問型児童発達支援

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8月15日および12月29日から翌年1月3日までを除く。

オ 障害児相談支援および特定相談支援

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8月15日および12月29日から翌年1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

ア 児童発達支援 午前9時30分から午後4時まで

イ 保育所等訪問支援 午前9時30分から午後4時まで

ウ 放課後等デイサービス

① 授業終了後 午後1時から午後5時まで

② 休業日 午前9時から午後5時まで

エ 居宅訪問型児童発達支援 午前9時30分から午後4時まで

オ 障害児相談支援および特定相談支援

午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、あらかじめ市長の承認を得て、休所日を変更し、または臨時に休所日を設けることができるものとする。

(5) 情報の公開

施設の管理運営に当たっては、管理運営に係る情報の公開に関し必要な措置を講じることとする。

(6) 管理運営を通じて取得した個人情報等の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報を適切に保護する必要がある。

指定管理者およびその管理運営する公の施設の業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関し知り得た秘密または個人情報の内容を他に漏らし、もしくはみだりに他人に知らせ、または自己の利益のために利用し、もしくは不当な目的に利用してはならない。また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(7) 関係法令等の遵守

センターの管理運営に当たっては、本仕様書のほか、以下の法令等を遵守しなければならない。また、指定期間中、関係法令等に改正があった場合には、適正に対処すること。

- ア 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
 - イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）
 - ウ 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）
 - オ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生省令第１５号）
 - カ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生省令第２９号）
 - キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生省令第２８号）
 - ク 小浜市母と子の家児童発達支援センターの設置および管理に関する条例（平成１８年条例第２４号）
 - ケ 小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成１７年条例第２８号）
 - コ 小浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成１７年規則第３５号）
 - サ 個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）
 - シ その他センターの管理運営に必要な関係法令等
- (8) 危機管理対応
- ア 自然災害、人為災害、事故等
あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等が発生したときは、速やかに適切な措置を講じた上、直ちに市をはじめ関係者に通報するとともに、市の応急対策に準じた対応を行うものとする。
 - イ 予防対策
危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うものとする。また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講じるものとする。
- (9) 環境への配慮の推進
- 施設の管理運営に当たっては、電気等の効率的利用、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等環境への配慮を行うものとする。
- (10) 物品の帰属等
- ア 現に使用中の市所有の備品については、無償で貸与する。
 - イ 指定管理者が指定期間中に指定管理料（委託料）により購入した物品については、市の所有に属するものとする。
 - ウ 指定管理者の故意または過失により市の物品に損傷を与えた場合は、

指定管理者の責任において賠償しなければならない。

(11) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部または一部について第三者に委託（再委託）し、または請け負わせることはできない。ただし、管理運営業務の目的を損なわない業務についてはこの限りでない。

ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(12) リスク負担

事故、火災等による施設の損傷および被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断するが、第一次的責任は指定管理者が負うものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告しなければならない。

市と指定管理者との間におけるリスク負担は、次のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については、別途締結する協定等で定めるものとする。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		小浜市	指定管理者
法令変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
経費の膨張	市の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
	急激な物価上昇その他上記以外の要因によるもの	その都度協議	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止または延期	その都度協議	
協定の不履行	市の都合によるもの	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
施設利用者等への損害・傷害	施設管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外	その都度協議	
施設および設備等の修繕	経年劣化、構造上の瑕疵等による大規模修繕	○	
	施設管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外	その都度協議	
苦情への対応	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外	○	

※1 小規模修繕(1件当たり10万円未満のもの)については、指定管理者が負担するものとし、それ以外の修繕は、双方協議の上定めるものとする。

※2 指定期間中に賃金水準または物価水準の著しい変動などやむを得ない外的要因が認められるときは、双方協議の上、対応を決定するものとする。

(13) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合、またはそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合は、市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出、実施等を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期限内に改善することができなかったときは、市は、指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができる。

なお、これに伴い市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

ウ 指定管理者は、指定を取り消され、または業務の全部または一部を停止させられたときは、市または次の指定管理者が施設の管理運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう引継ぎを行うものとする。

(14) 原状回復義務等

ア 指定管理者は施設または設備の変更をしようとするときは、あらかじめ市と協議するものとする。また、指定管理者の指定の期間が満了したとき、または指定を取り消されたとき、もしくは業務を停止させられたときは、市の指示するところによりその管理を行わなくなった施設、設備等を原状に回復しなければならない。

イ 指定管理者は、施設、設備、備品等を汚損し、損壊し、または滅失したときは、市の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。

ウ 指定期間の満了もしくは指定の取消しにより、市または次の指定管理者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引継ぎに協力するとともに、利用の許可書等の関係書類、業務の運営に係る支払い等の書類、その他必要なデータ等を引き渡さなければならない。

3 管理運営体制

(1) 人員配置

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置すること。

イ 適正な人数の責任者を配置し、職員の勤務形態は施設の管理運営に支障がないよう定めること。

(2) 研修等の実施

ア 職員全体が、利用者について正しく理解するとともに、その理解を深めていくための研修等の機会の確保に努めるとともに、利用者が安心か

つ安全に利用できるよう、接遇対応および支援技術の向上に取り組むこと。

イ 職員に管理運営に必要な知識・技能、人権感覚を習得させるとともに、資質の向上のために研修を実施すること。

ウ 自ら主催する研修以外に、他の機関が実施する研修に職員を参加させるよう努めること。

エ 市が主催する研修に対し、職員の参加を求められた場合には、特別な理由がない限り、これに参加させなければならない。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援

ア 未就学の障がい児および発達に支援を必要とする児童への日常生活における基本的な動作を習得するための支援

イ 未就学の障がい児および発達に支援を必要とする児童への集団生活への適応能力を習得するための支援（集団保育を含む）

ウ 未就学の障がい児および発達に支援を必要とする児童への知識技能付与のための支援

(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービス

ア 就学している障がい児への生活能力の向上のために必要な訓練の支援

イ 就学している障がい児への社会との交流の促進等便宜の供与

(3) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援

ア 外出することが著しく困難な障がい児の居宅での日常生活における基本的な動作を習得するための支援

イ 居宅での知識技能付与のための支援

ウ 居宅での生活能力の向上のために必要な訓練の支援

(4) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援

ア 障がい児および発達に支援を必要とする児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における集団生活への適応のための専門的な支援

イ 訪問先施設のスタッフに対する支援

(5) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援

ア 障害児支援利用援助

障がい児の心身の状況や環境および当該障がい児または保護者の意向を取り入れた障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定後に事業者等との連絡調整を経て、障害児支援利用計画（以下「計画」という。）を作成する。

イ 継続障害児支援利用援助

通所給付決定に係る障がい児の保護者が通所給付決定の有効期間内において、継続して支援を適切に利用することができるよう、当該給付決

定に係る計画が適切かどうかにつき、定期的に利用状況を検証し、当該障がい児の心身の状況、環境および当該障がい児または保護者の意向等を勘案し、計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行う。

- ・計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行う。
- ・新たな通所給付決定または通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該障がい児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

(6) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する指定特定相談支援

ア 指定計画相談支援

計画相談支援対象障害者（障がい福祉サービスの申請もしくは変更の申請に係る障がい者もしくは障がい児の保護者または地域相談支援の申請に係る障がい者）が、指定計画相談支援の利用の申込みを行ったとき、利用申込に係る障がい者の心身の状況、そのおかれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を総合的に判断し、利用する障がい福祉サービスまたは地域相談支援の種類、内容等を記載したサービス等利用計画案の作成を行う。給付決定または給付決定の変更の決定が行われた後に指定障害者サービス事業者等関係者との連絡調整等を行うとともにサービス等利用計画の作成を行う。

イ 継続サービス利用支援

支給決定等の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、その結果および心身の状況等を総合的に判断し、サービス等利用計画の見直しを行う。

(7) 施設の利用に関する業務

ア 電話等による施設の利用の相談

イ 附帯設備の管理業務

(8) 施設等の維持管理に関する業務（委託する場合には市内の事業者を優先する。ただし、市内に事業者が不在の場合または理由書を付して市の同意を得た場合はこの限りでない。）

ア 開所時および閉所時の開錠および施錠

イ 日常清掃（施設内、駐車場等における日常的に必要な清掃業務）

ウ 定期清掃（ガラス清掃、除草など定期的に必要な清掃業務）

エ 設備の保守点検業務（保守点検等に係る詳細は【別表第1】のとおり）

オ 施設内の機器類の保守点検

カ 備品の管理

キ 施設の小破修繕

- ク 駐車場の管理（除雪を含む。）
- ケ 植栽等の維持管理
- コ 維持管理に必要な点検整備、修繕および法令に基づく測定、検査等の実施
- (9) 施設等の管理に関する経理業務
 - ア 維持管理経費（光熱水費等）および通信運搬費（電話料）の支払い業務
 - イ その他施設の管理運営に必要となる経理業務
- (10) 総合的な管理に関する業務
 - ア 防火および防災に関する防災計画の作成および訓練の実施
 - イ 防犯対策の実施
 - ウ 防火管理者の配置
 - エ 地域住民および利用者との連携
- (11) 利用者サービス提供事業に関する業務（自主事業）
施設における事業計画および実施に関する業務
- (12) その他必要な業務
 - ア 視察の対応
 - イ 各種統計等資料の作成、調査、管理業務の実施状況の回答
- (13) その他市長が必要と認める業務
その他

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

6 監査等

- (1) 市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることがある。
- (2) 市は、指定管理者が市の指示に従わない場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化している等、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命じることがある。
- (3) 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査委員による監査を行うことがある。

7 業務報告等

- (1) 事業計画の提出
翌年度の事業計画について、毎年度甲が指定する期日までに市に提出すること。
- (2) 小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則第

11条に基づき、下記の内容について、会計年度終了後50日以内に、事業報告書を提出すること。ただし、年度の途中において指定管理者の指定の期間が満了したときおよび指定を取り消されたときは、指定の取り消しの事由が生じた日以後50日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出すること。なお、ウについては、毎月20日までに前月分の状況を市に報告すること。

- ア 管理運営の体制に関する事項
- イ 管理運営業務の実施状況に関する事項
- ウ 利用者数の実績
- エ 管理に係る経費の収支状況
- オ 自主事業の実施状況に関する事項
- カ その他市が指示する事項

8 その他

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程を作成するときは、市と協議を行うものとする。
- (2) 管理運営にあたっては、地域住民または利用者の意見等を施設の運営に取り入れるよう努めること。
- (3) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、指定管理者と市が協議して定めるものとする。

【 別表第 1 】

小浜市母と子の家児童発達支援センター保守管理業務

項 目	法定点検 の有無	必要管理項目	頻 度	備 考
定期清掃業務	無	定期的な清掃	年 1 回	床清掃、窓ガラス・ サッシ清掃
日常清掃業務	無	定期的な清掃	毎日	
ごみ収集業務	無	ごみ収集	収集日	
トイレ清掃業務	無	トイレ清掃 3 ヶ所	週 5 回	床清掃も実施
トイレ消耗品業務	無	芳香剤 2 ヶ所	芳香剤交換	
じゅうたんクリー ニング	無	定期的な清掃	年 1 回	
保安警備業務	無	日常警備	閉館時間帯	防犯対応業務、火災 異常対応業務
消防設備点検報告 業務	消防法	定期点検	年 2 回	機 能 点 検、総 合 点 検、報告書提出
除雪業務	無	駐車場等の除雪	除雪：随時	

※上記の業務は、令和 7 年度の実績に基づいています。